令和四年十一月

島根県鳥獣保護区等位置図（令和４年度）

**ー法令違反と
銃猟事故を撲滅しましょうー**

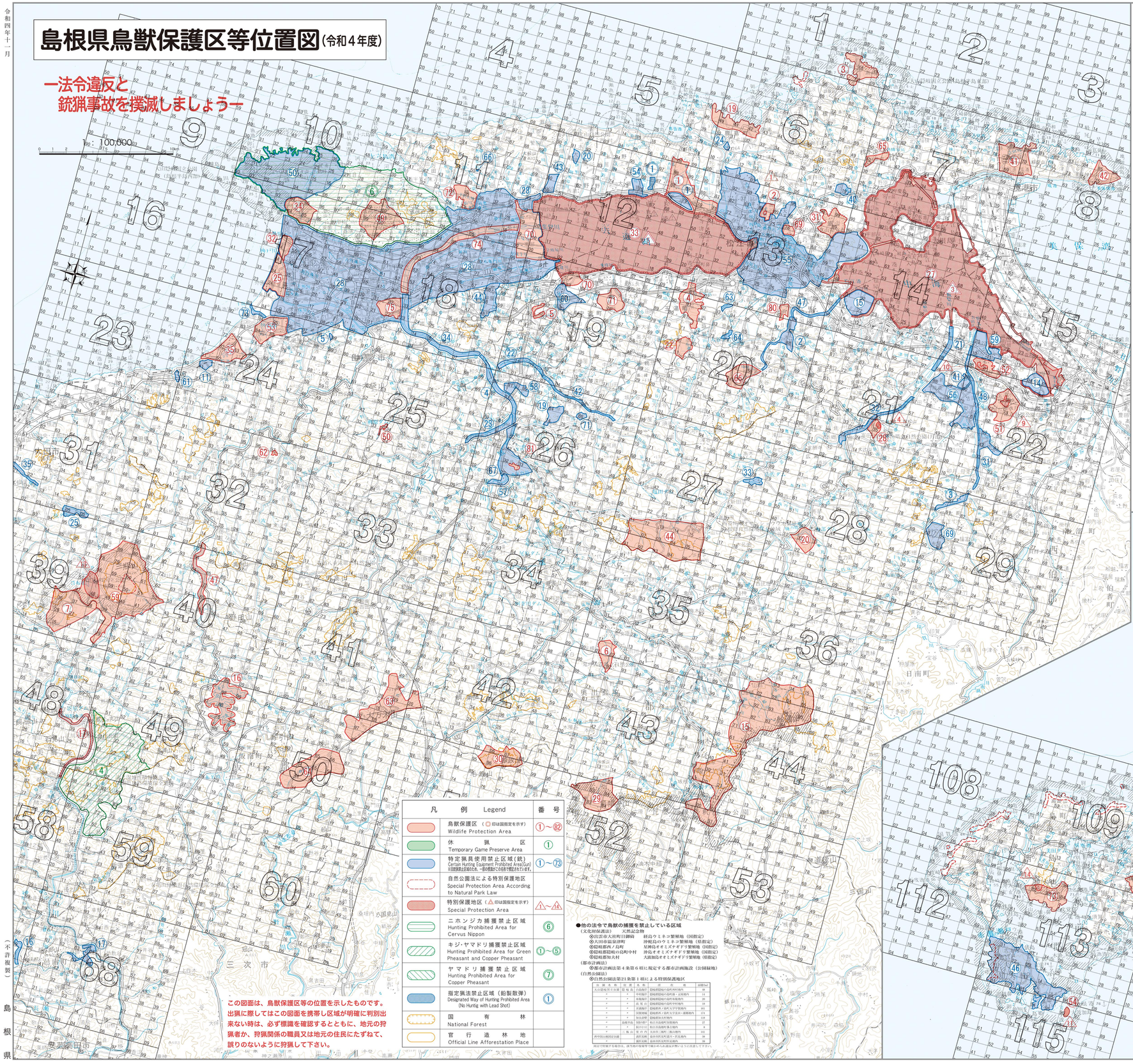

●島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの１日の捕獲頭数の制限を設けていません。
●出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
●島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月１日から２月末日までとしています。
●環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和９年９月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2．獲物の数を誇るような風習をやめること。
3．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4．わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5．半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6．先着の狩猟者の先端りをしないようにすること。
7．他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8．他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9．農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10．山火事を起こさないように注意すること。
11．電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●標識（足環）のついた鳥獣を捕獲した場合は、農林水産振興センター、農林水産振興センター地域事務所又は隠岐支庁農林水産局へ下記の事項を連絡願います。

記
鳥獣名・捕獲年月日・捕獲場所・標識記号及び番号

鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区分	主管課	所在地	郵便番号	電話番号
本庁	農林水産部林本経営課及び森林整備課	松江市殿町１	690-8501	0852-22-5160
地方機関	東部農林水産振興センター 農業普及課	松江市東津田町1741－1	690-0011	0852-32-5664
	東部農林水産振興センター 森林整備課	雲南市大東町里方313－1	699-1311	0854-42-9656
	東部農林水産振興センター 出雲事務所 農業普及課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5579
	西部農林水産振興センター 浜田事務所	浜田市殿町254	697-0061	0855-29-5604
	西部農林水産振興センター 益田事務所	益田都川本町大字川本285－3	698-8510	0855-72-9563
	西部農林水産振興センター 益田事務所 森林整備課	益田市昭和町13－1	698-0007	0856-31-9671
	西部農林水産振興センター 隠岐事務所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口124	685-8601	08512-2-9647
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月日	区分	松江	浜田	隠岐の島
11月１日	日の出	6：29	6：32	6：29
	日没	17：13	17：18	17：11
11月15日	日の出	6：43	6：45	6：43
	日没	17：02	17：07	16：59
12月１日	日の出	6：58	7：00	6：59
	日没	16：55	17：00	16：52
12月15日	日の出	7：09	7：11	7：10
	日没	16：56	17：02	16：53
１月１日	日の出	7：17	7：19	7：18
	日没	17：05	17：11	17：02
１月15日	日の出	7：16	7：19	7：17
	日没	17：18	17：23	17：15
２月１日	日の出	7：08	7：11	7：08
	日没	17：35	17：40	17：33
２月15日	日の出	6：55	6：58	6：55
	日没	17：49	17：54	17：47
２月28日	日の出	6：40	6：43	6：39
	日没	18：02	18：06	18：00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合
常時伐木、造林作業のための作業員が住事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。
同行林へ入林する場合は「入林証」の提出に協力ください。

●狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証

04 わな猟狩猟者登録証
第　号
令和　年　月　日
写真 3.5cm×2.7cm
有効期限年　丸山　道也
開始天候メモ
住　所
氏　名
生年月日
備　考
狩猟カレンダー（報告欄／例：わな猟）
有効期限年月日
捕獲した年月日
狩猟の種類
目的の鳥獣名
捕獲数
捕獲場所
目的の鳥獣名
捕獲数
捕獲場所
備考
令和3年10月1日
令和4年1月31日
4月
4月
4月
4月
4月
イノシシ
1
令和3年10月1日
令和4年1月31日
4月
4月
4月
4月
4月
ツキノワグマ
令和3年10月1日
令和4年1月31日
4月
4月
4月
4月
4月
イノシシ
令和3年10月1日
令和4年1月31日
4月
4月
4月
4月
4月